

青森地方裁判所 御中

令和2年（ワ）第5号・地位確認等請求事件

内山看護師の再任用を認める判決を求める要請書

【要請趣旨】

五所川原市の西北中央病院及びつがる総合病院で長年看護師として働いてきた内山宏さんは、「2019年の定年退職後も地域医療に貢献したい」と再任用を希望しましたが、13名中ただ一人再任用が認められませんでした。

病院を管理・運営するつがる西北五広域連合は、再任用しなかった理由を本人の「就業態度」に問題があるからとしています。評価したのは普段の仕事ぶりを見ていない看護部長ですが、内山さんはこれまでそうした注意や指導を上司から受けた事実はありません。

再任用選考委員会に提出された内山さんの勤務状況報告書を見ると、「勤務実績」「積極性」「協調性」「責任感」「接遇」の評価はいずれも「良」となっています。また、病院では2016年から職員に対する人事評価制度を導入していますが、内山さんの総合評価は「B」でした。このB評価は「良好・通常」とされています。では、勤務状況を知らない看護部長は何を根拠に就業態度に問題ありと評価し、広域連合は何をもとに再任用を認めないと判断したのでしょうか。

内山さんは看護師として働きながら、病院の労働組合執行委員長として長く奮闘してきました。この度の不合理な再任用拒否は、労働組合の弱体化を狙ったものと言わざるを得ません。このままでは、職員は何もモノが言えず、使用者の顔色をうかがうばかりの職場になってしまいます。

貴裁判所におかれましては、病院職員が安心して働き続けられる職場をつくり、患者・地域住民に安全安心の医療を提供していくためにも、公平・公正な判断のもと判決を出していただくよう要請します。

【要請項目】

看護師・内山宏さんの再任用を認める判決を下していただくこと

お名前	住所

※この署名は青森地裁に提出する以外に使用しません。

【取り扱い団体】 内山看護師の再任用拒否裁判を支援する会

青森市長島2丁目10-17(青森県医労連内) TEL 017-718-1530

看護師・内山宏さんの

再任用を認めてください！



五所川原市の西北中央病院及びつがる総合病院で長年看護師として働いてきた内山宏さんは、「定年退職後も地域医療に貢献したい」と再任用を希望しました。しかし、13名中ただ一人認められませんでした。

再任用しない理由を聞いても「言えない」の一点張り、情報開示請求でも示された資料は大半が黒塗りのままでした。こうした不当な対応を受け、内山さんは2020年3月、青森地裁に提訴しました。

△つがる西北五広域連合は、いますぐ再任用拒否の撤回を！

つがる総合病院を管理・運営するつがる西北五広域連合は、裁判の中で再任用しなかった理由を「所属する部署の長から自己中心の働き方しかせず、柔軟な対応も出来ず、業務への不満も多く、職場の士気が下がるとの報告内容を踏まえ、健康状態・勤労意欲はあるものの勤務実績を不可と評価し、再任用しないことが決定された」としています。しかし、こういった注意や指導を上司から受けた事実もなく、内山さんの人事評価も退職前3年間に及び良好・通常に業務がこなせるとなっていました。

△裁判所での要請署名にご協力をお願いします！

内山さんは看護師として働きながら、病院の労働組合執行委員長を務め、患者・住民の立場に立った医療の提供と、やりがいを持って働き続けられる職場をつくるため奮闘してきました。

今回の不合理な再任用拒否は、労働組合活動への「嫌悪感」と、弱体化を狙ったものと言わざるを得ません。このままでは職員は何もモノが言えず、使用者の顔色をうかがうばかりの職場になってしまいます。

看護師・内山宏さんの再任用を認めさせるため、皆様のご支援をよろしくお願いします。（署名は裏面）

△再任用制度って？

年金支給開始年齢の段階的な引き上げに伴って、定年退職する職員に無収入期間が発生しないよう雇用と年金の接続を図る観点から設けられた制度だよ。



【取り扱い】 内山看護師の再任用拒否裁判を支援する会

青森市長島2丁目10-17(青森県医労連内) TEL 017-718-1530